

1

2

3

4

5 長崎県生物多様性保全戦略 2021-2025（仮称）

6

素案

7

8

9

10

11

12

13

14

15

令和2年12月

16

長 崎 県

17

目 次

1		
2	前文	1
3	県戦略の改定	1
4	県戦略の構成	4
5		
6	第1部 基本計画編	
7	第1章 生物多様性の保全が必要な理由	7
8	1. 生物多様性とは	7
9	2. 生物多様性保全の大切さ	9
10	(1) 生きものがうみ出す大気と水	9
11	(2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える	9
12	(3) 文化の多様性を支える	10
13	(4) 安全で快適な暮らしをもたらす	12
14		
15	第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題	13
16	1. 社会情勢の変化及び国内外の動向	13
17	2. 県戦略の取組と評価	20
18	3. 県民の意識の変化	29
19	4. 長崎県の生物多様性の危機の現状	32
20	5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題	45
21		
22	第3章 2050年目標	47
23	第4章 行動目標（2025年目標）	50
24		
25	第2部 行動計画編	
26	第1章 行動計画の趣旨と計画期間	55
27		
28	第2章 行動計画	55
29	1. 行動計画の施策体系	55
30	2. 行動計画	56
31		
32	第3章 戦略の推進	79
33	1. 県戦略の推進	79
34	2. 県戦略の見直し	79
35	3. 各主体の役割	80

1 【前文】

2 長崎県では、環境保全への取組を体系的に整理し、総合的かつ強力に推進するための拠
3 り所となる「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（以下「県未来環境条例」とい
4 う。）を平成20年3月に制定しました。この中で、「知事は生物多様性の保全を図るため
5 の基本戦略「長崎県生物多様性保全戦略」を策定し、生物多様性の保全に関する基本構想
6 のほか、基本的又は重要な事項を定める」こととされています。

7 平成20年6月には生物多様性基本法が施行され、生物多様性国家戦略の策定が国の責
8 務として法定化されるとともに、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本とし
9 て、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）
10 の策定に努めることとされました。

11 このため、長崎県では、県未来環境条例及び生物多様性基本法に基づく「長崎県生物多
12 様性保全戦略」（以下「県戦略」という。）を平成21年3月に策定しました。

13 また、国においては、生物多様性基本法に基づく初めての法定計画となる生物多様性国
14 家戦略2010を平成22年3月に策定し、同年10月には生物多様性条約第10回締約
15 国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催されました。

16 平成24年9月には、COP10の成果や平成23年3月に発生した東日本大震災の経
17 験などを踏まえ、生物多様性国家戦略2012－2020が策定されました。この中では、
18 「地球環境の変化による危機」を新たに「第4の危機」として位置づけるとともに、東日
19 本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方と生物多様性に関する新たな世界目標
20 （愛知目標）の達成に向けたわが国のロードマップが示されています。

21 平成26年12月には、県戦略の策定から5年が経過し、生物多様性国家戦略の改定を
22 はじめとした生物多様性に関する国内外の取組も進展していたことから、生物多様性関連
23 の課題解決に向けた取組を県民との協働により進め、地域の活性化を図っていくことを狙
24 いとして県戦略を改定し、長崎県生物多様性保全戦略2014－2020を策定しました。

25

26 【県戦略の改定】

27 前回の改定以降、県では地域性あふれる自然環境を再生するための民間団体への活動支
28 援や長崎県レッドリストの中間見直しをはじめ、生物多様性の保全に向けた取組を進めて
29 きました。今般、前回の改定から6年が経過し、行動計画の計画期間が最終年度を迎えた
30 ことから、県戦略の改定を行うこととしました。

31 今回の改定では、いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」の実現を目指し、
32 生物多様性に関する県民の理解を深め行動につなげていく「生物多様性の主流化」を進め
33 ることや、人と自然とのつながりの回復・多様な地域資源の活用を通じて地域の活性化を
34 図ることなどを狙いとしています。その際には、平成27年に国連総会で採択された持続
35 可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）にも着目していきます。

1 県戦略の改定にあたっては、令和2年2月に長崎県環境審議会へ諮問を行い、同審議会
2 自然環境部会で検討を進めました。令和2年●月にパブリックコメントを実施し、令和3
3 年●月、長崎県環境審議会から戦略案の答申をいただき、県議会の意見も伺った上で策定
4 したものです。
5

1 長崎県生物多様性保全戦略の位置付け

2 <法令上の位置付け>

生物多様性基本法 平成20年6月施行

・生物多様性国家戦略の策定が国の責務として法定化

(生物多様性国家戦略の策定等) 抜粋
第十一条

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

生物多様性国家戦略 2012-2020

・都道府県及び市町村は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定に努める

(生物多様性地域戦略の策定等) 抜粋
第十三条

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（未来環境条例）平成20年3月制定

・知事は生物多様性の保全を図るための基本戦略「長崎県生物多様性保全戦略」を策定し、「生物多様性の保全に関する基本構想のほか、基本的及び重要な事項を定める」こととされている

(長崎県生物多様性保全戦略) 抜粋

第43条 知事は、生物多様性（多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内においても遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。）の保全を図るための基本戦略（以下「長崎県生物多様性保全戦略」という。）を定めるものとする。

- 長崎県生物多様性保全戦略には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 生物多様性の保全に関する基本構想
 - 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物多様性の保全のための施策に関する基本的な事項
 - 希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定その他希少野生動植物種の保護に関する基本的な事項
 - その他生物多様性の保全に関する重要な事項
- 知事は、長崎県生物多様性保全戦略を定めたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。
- 前項の規定は、長崎県生物多様性保全戦略の変更について準用する。

長崎県生物多様性保全戦略2021-2025

3

4 <計画上の位置付け>

長崎県総合計画

・県政運営の指針や考え方を県民に分りやすく示した総合計画

計画期間：2021年度～2025年度

基本理念：

「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」

基本理念を実現するための3つの柱

- 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く（人材を育て、未来を切り拓く）
- 力強い産業を育て、魅力ある仕事を生み出す（産業を育て、しごとを生み出す）
- 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る（希望のあるまちを創り、明日へつなぐ）

基本戦略

①人口減少に対応できる持続可能な地域を創る

施策
①地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進

基本戦略

②地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る

施策
④しまや半島など地域活性化の推進

基本戦略

③安全安心で快適な地域を創る

施策
④豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進

施策
⑤快適で低炭素なライフスタイルの普及

施策
⑥人と自然が共生する持続可能な地域づくり

長崎県環境基本計画

第4次長崎県環境基本計画

・長崎県環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画

計画期間：2021年度～2025年度

めざすべき環境像：

「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」

基本目標

I 低炭素社会づくり

基本目標

II 人と自然が共生する地域づくり

施策の方向性

生物多様性の保全

事業群
①多様な主体の参画

事業群
②生物多様性の保全

施策の方向性

自然の恵みがもたらす地域資源の活用

事業群
①地域振興のための地域資源の活用

基本目標

III 循環型社会づくり

基本目標

IV 安全・安心で快適な環境づくり

環境保全のための共通の取組み

長崎県生物多様性保全戦略

長崎県生物多様性保全戦略2021-2025

・長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する指針

計画期間：
2021（令和3）年度
～2025（令和7）年度

基本理念：
『いぎものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」』の実現

生物多様性国家戦略

5

6

3

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

【県戦略の構成】

県戦略は、第1部の「基本計画編」と第2部の「行動計画編」から構成されています。

「第1部 基本計画編」

第1章 生物多様性の保全が必要な理由

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があることや「生物多様性の大切さ」について記述しています。

第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

「社会情勢の変化及び国内外の動向」、「県戦略の取組と評価」、「県民の意識の変化」、「長崎県の生物多様性の危機の現状」を整理したうえで、「長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題」を記述しています。

第3章 2050年目標

県戦略が2050年までに目指す3つの「目標」を掲げています。

第4章 行動目標（2025年目標）

2050年目標の実現に向け、令和7（2025）年度までに重点的に取り組むべき行動の方向性を5つの「行動目標」として示しています。

「第2部 行動計画編」

第1章 行動計画の趣旨と計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とし、その期間内に実施する取組を「行動計画」として定めることを記述しています。

第2章 行動計画

第1部第4章の5つの行動目標に対応する形で今後の取組を記述しています。

第3章 戦略の推進

実施状況の点検・公表により県戦略の推進を図っていくこと、行動計画の最終年度である令和7（2025）年度を目途に県戦略の見直しを行うことを記述しています。

また、県戦略の達成に向けて、県民や市民団体、農林水産業者、企業、行政の各主体に期待される役割を例示しています。

1 なお、県未来環境条例で県戦略に定めることとしている「生物多様性の保全に関する
2 基本構想」は、主に第1部基本計画編の第3章に記述し、「自然環境保全地域及び緑地
3 環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物多様性の保全のための施策に関する
4 事項」及び「希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定その他希少野生動
5 植物種の保護に関する基本的な事項」については、主に第2部行動計画編の第2章に記
6 述しています。
7

長崎県生物多様性保全戦略2021-2025の構成

前文 県未来環境条例、生物多様性保全法、生物多様性国家戦略、愛知目標 県戦略の改定 改訂の目的、狙い、策定経緯 県戦略の構成

第1部 基本計画編

第1章 生物多様性の保全が必要な理由

- | | |
|--|--|
| 1. 生物多様性とは
3つの多様性 ①生態系の多様性 ②種の多様性 ③遺伝子の多様性
個性とつながり
個体それぞれの違い、生きもの・生態系・いのち・地域間につながり | 2. 生物多様性保全の大切さ
生物多様性の恵みを受けて暮らしている（生態系サービス）
(1) 生きものがうみだす大気と水 (2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える
(3) 文化の多様性を支える (4) 安全で快適な暮らしをもたらす |
|--|--|

第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

- | | |
|--|--|
| 1. 社会情勢の変化及び国内外の動向
(1) 社会情勢の変化
・人口減少、少子高齢化や過疎化の進行
(2) 国内外の動向
・SDG _s （持続可能な開発目標）の推進
・愛知目標の推進 気候変動による影響と適応策の推進等 | 3. 県民の意識の変化
(1) 生物多様性に関する認識の変化
(2) 生物多様性の保全に関する県民の意向
(3) 生物多様性に関する取組への参画 |
| 2. 県戦略の取組と評価
(1) 取組の実施状況
(2) 県戦略の評価
・4.4の取組の実施状況、3.9の指標の達成状況の確認
・2.3の取組項目ごとに評価 | 4. 長崎県の生物多様性の危機の現状
第1の危機（人間活動や開発による影響）
第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による影響）
第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）
第4の危機（地球環境及び近隣諸国等の社会経済活動に伴う危機） |

- 5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題**
- | | | |
|---------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 課題① 生物多様性の認知度が低い | 課題② 絶滅危惧種数の増加（生息・生育環境の悪化、生息・生育数の減少等） | |
| 課題③ 外来種による生態系等の被害拡大 | 課題④ 二次的自然の荒廃 | 課題⑤ 自然環境の監視強化と自然環境基礎データの不足 |

第3章 2050年目標

- 2050年目標**
- I 県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、意思決定や行動に反映されている社会（生物多様性保全と持続可能な利用がライフスタイルに浸透している社会）
 - II 種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会
 - III 地域資源の持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している社会
- ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、「いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」の実現を目指す

第4章 行動目標

- 行動目標（2025年目標）** 重点的に取組むべき行動の方向性
- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく | 2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する |
| 3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する | 4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める |
| 5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める | |

第2部 行動計画編

第1章 行動計画の趣旨と計画期間 計画期間 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで

第2章 行動計画

- 1. 行動計画の施策体系
- 2. 行動計画

- 行動目標1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく**
(1) 自然の関心高め、生物多様性の重要性について理解を深める、(2) 多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する
- 行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する**
(1) 地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る、(2) 希少野生動物種などを保護する、(3) 重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復を図り、生態系ネットワークの形成を進める
- 行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する**
(1) 外来種（国外・国内由来外来種）等に関する理解を深め、放出防止を図る、(2) 外来種などの侵入・定着・拡散による生態系などへの被害発生を回避する
- 行動目標4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める**
(1) 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、里地里山などの保全対策を図る、(2) 野生鳥獣などの適正な管理を図る
(3) 生物多様性に配慮した生産活動の推進を図る、(4) 地域資源を活用した産業を育てる
- 行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める**
(1) 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

第3章 戦略の推進 1. 県戦略の推進 2. 県戦略の見直し 3. 各主体の役割

1 【第1部 基本計画編】

2 第1章 生物多様性の保全が必要な理由

3 1. 生物多様性とは

4 私たち人間は、およそ40億年という生命の歴史の中で適応、進化してきた3、
5 000万種とも言われる地球上の生きものの1種です。現在、地球上の様々な生態
6 系から様々な恵みを受け、他の生きものの命を授かって生きています。そして、様々
7 なタイプの生態系が見られ、生きものの種類が多いほど、つまり、生物多様性が豊
8 かであるほど、気候変動などの環境変化に対しても、生物多様性の恵みを受けて柔
9 軟に適応できる可能性は高まり、私たちの暮らしの安全性も高まると言われていま
10 す。

11 平成5年12月に発効した「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」では、
12 生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、①生態系の多様性、②
13 種の多様性、③遺伝子の多様性という3つのレベルでの生物の多様性があるとして
14 います。

15

16 ①生態系の多様性

17 生態系の多様性とは、日本国内であっても北から南までのそれぞれの地域、また、
18 海、山、川など、それぞれの環境によって、いろいろなタイプの自然環境があり、
19 多様な生態系が形成されていることです。

20 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書(平成28年3月)では、生態
21 系別の状態の評価に用いる区分として6つの生態系(森林生態系、農耕地や二次草
22 原などの農地生態系、公園緑地などの都市生態系、河川や湿原などの陸水生態系、
23 干潟や砂浜、岩礁などの沿岸・海洋生態系、島しょ生態系)に分けられますが、実
24 際はこれらが複雑に重なりあい、それぞれ特徴的な自然環境が形づくられています。
25 例えば、同じ海の生態系であっても、大村湾や九十九島周辺などの内湾と、対馬や
26 五島などに広がる外洋とでは、また、山であっても、雲仙と長崎市周辺とでは、生
27 きものの種類も随分異なった生態系が見られます。

28

29 ②種の多様性

30 種の多様性とは、地球上にはいろいろな種類の動物や植物、菌類、バクテリアな
31 どが生息・生育している状態のことです。例えば、動物は哺乳類や両生類などに分
32 類できますが、哺乳類に限っても、全世界で約6,000種が知られており、クジラ
33 のように大きなものから、ヤマネやカヤネズミなどのように小さなものまで様々で
34 す。さらに、クジラといっても、体長30mを超えて世界最大の動物といわれるシ
35 ロナガスクジラから、大村湾や有明海にも生息する体長1.5mほどのスナメリま

1 ています。

2
3 ③遺伝子の多様性

4 遺伝子の多様性とは、同じ種の生きものでありながら、個体によって、また、そ
5 の生息・生育する地域によって、遺伝子レベルでいろいろな違いがあることです。
6 例えば、長崎県の県花であるミヤマキリシマ（雲仙ツツジ）の花の色は、紫、赤、
7 ピンク、白など非常に変化に富んでいます。これは遺伝子の違いによるものです。
8 また、メダカは北日本集団のキタノメダカと南日本集団のミナミメダカに区別され
9 ますが、いずれも遺伝的に複数の地域集団に分けられることが知られています。さら
10 以上に、ゲンジボタルの地域による発光間隔の違いなども遺伝子の多様性によるもの
11 と言われています。

12
13 しかしながら、「生物多様性」という言葉自体が分かりにくく、日々の暮らしの中
14 で何をすればよいのか分からないということが、生物多様性に関する理解が進まな
15 い原因の1つと言われています。このようなことから、国の生物多様性国家戦略で
16 は「生物多様性」を「個性」と「つながり」という言葉で表現しています。

17 「個性」とは、同じ種であっても、個体それぞれに違いがあることや、それぞ
18 の地域には特有の自然や風景（生態系）があり、それが地域の文化と結びついて、
19 地域らしさを生み出していることです。

20 「つながり」とは、生物間の食べる－食べられるといった関係（食物連鎖や食物
21 網ともいう）、「クマノミとイソギンチャク」や「ミツバチと植物」のような共生関
22 係、森－川－海といった生態系間のつながり、長い進化の歴史を経た世代を超えた
23 いのちのつながりなどを表しています。また、都市と農村などの地域間のつながり
24 もあります。

生態多様性とは？ — 3つの多様性 —

生態系の多様性  森林	森林、農地（畑・草原）、陸水（河川・ため池）、沿岸・海洋（干潟・サンゴ礁）、都市などの 様々な生態系  水田	 ため池	 サンゴ礁
種（種間）の多様性 動物（哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・節足動物（昆虫類・甲殻類・クモ類他）、植物、藻類、菌類、バクテリアなどの様々な種類の生きもの	 マツカメチョウ	 ハッチョウトンボ	 ハグボンシオマキ
遺伝子（種内）の多様性 遺伝的に複数の地域集団が存在 （例）ゲンジボタル、ミナミメダカ 貝殻の色や種類は千差万別 （例）アサリの貝殻	 ゲンジボタル	 ミナミメダカ	 アサリ

**地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがあること
そして、それぞれがつながっていること**

2. 生物多様性保全の大切さ

地球上には様々な自然の中に、それぞれの環境に順応して進化した多様な生きものが存在し、相互につながり、支えあって生きています。「生物多様性」は長い進化の歴史の中でつくり上げられてきたものです。現代の私たちの生活もこうした生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。「生物多様性」はその様々な恵みを通じて、地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えています。

(1) 生きものがうみだす大気と水

私たちの呼吸に必要な酸素は大気の約20%を占めていますが、この酸素はラン藻類や多様な植物の30億年にわたる光合成の働きによってつくりだされてきたものです。今でも森林などを構成する植物などが二酸化炭素を吸収し、酸素を放出することによって、人間を含む動物、それに植物自身の生存環境が保たれています。

森林が豊かな地域で河川の水が清らかに枯れることなく流れるのは、森林による保水、水の供給、浄化の機能が働いていることによります。また、森林の基盤ともなる土壌は、分解者と呼ばれるバクテリアなどの微生物によって植物の葉や生物の死骸などが分解されることにより形成され、窒素・リンなどの栄養塩類の循環には森林や干潟などの生態系が重要な役割を果たしています。

地球環境の変化が顕在化する中で、海洋は人間活動によって排出された二酸化炭素の約3割を吸収しており、二酸化炭素の吸収源として森林とともに重要な役割を果たしています。しかし、近年、海洋に蓄積される二酸化炭素が増加し、海洋酸性化が進行することにより、海洋生態系に悪影響を及ぼすことが予想されています。

(2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える

① 私たちの生活を支える

私たちの毎日の食料、住まいや家具の材料となる木材、病気を治療するための医薬品など、私たち人間が生きていくために必要なほとんどのものが生物多様性からの恵みです。

例えば、長崎県は海に囲まれ、また、その海にもいろいろなタイプ（外洋、内湾、藻場、干潟など）があることから、豊富な種類の魚介類が水揚げされています。このように新鮮でいろいろな種類の海の幸を味わえるのは、身近なところに生物多様性に富んだ豊かな海があるからです。

また、木材は、性質や形状に応じて住居や道具、燃料に使われるほか、安らぎの生活空間の創出にも用いられるなど、精神的な面からも重要なものとなっています。さらに、植物繊維や動物繊維は、衣服の原料として使われるなど、私たちの暮らし

1 に欠くことができないものとなっています。

2 このほか、インフルエンザの治療薬として利用されているリン酸オセルタミビル
3 (販売名：タミフル)の原料は、中華料理の材料になる八角（トウシキミの実）か
4 ら抽出されたシキミ酸をもとに合成されたものであるなど、医薬品や生活用品には
5 生物資源に由来するものが少なくありません。

6 7 ②産業を支える

8 水田や畑、森林、海洋などを基盤とする農林水産業は、私たちの生存に必要な食
9 料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動として県内の産業を支えており、経
10 済の発展や社会環境の維持にとって重要な役割を果たしています。

11 また、生物の持つ様々な機能を有用物質の生産や健康・医療などの分野に利用す
12 るバイオテクノロジーを生かした産業もあります。例えば、品種改良を重ねて、生
13 産性の高い品種や様々な気候に適応した品種が生み出されていますが、これは遺伝
14 子の多様性を利用した技術にほかなりません。作物の遺伝的な多様性を保持するこ
15 とは、病害虫や疫病などの発生による社会的・経済的損失を防ぎ、生産資源の安定
16 的な提供を可能とします。

17 このように生物資源は医薬品や化粧品、機能性食品などに利用されていますが、
18 生物が持っている機能や形態、構造を真似たり、そこからヒントを得ることで画
19 期的な技術革新がもたらされています。バイオミミクリー又は生物模倣技術と呼ば
20 れるもので、サメの肌を模倣することで水の抵抗を低減した水着などがその分かり
21 やすい例です。

22 さらに、四季折々の自然景観は、地域性豊かな観光資源としても活用されており、
23 生物多様性は産業を支える重要な基盤となっています。

24 25 (3) 文化の多様性を支える

26 生物多様性の恵みは、衣食住をはじめとする私たちの暮らしばかりでなく、生業
27 の手法、地域の食文化、民話や祭事、信仰を含む地域の文化にも影響を与え、地域
28 色、地方色といった個性とその豊かさをつくりだしてきました。生物多様性が失わ
29 れることは、私たちの普段の暮らしぶりを変化させるばかりでなく、自然と共生す
30 る中で、様々な経験と知恵によって育まれてきた技術や伝統を含む文化の多様性を
31 失うことで、地域コミュニティのつながりの希薄化を招き、将来、個性を生かした
32 固有の地域文化を発展させる可能性まで狭めてしまうことが危惧されます。

33 近年、身近な自然とのふれあいや自然が豊かな地域での体験活動を求めるニーズ
34 が高まる一方で、自然とのつきあい方を知らない子どもや大人が増えていると言わ
35 れています。自然の中で遊び、自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、

1 精神的に不安定な状態を招く割合を高める一因となっているとの指摘もあります。

3 ①知恵・食文化

4 地域によって形成されている生態系はそれぞれ異なるため、生息・生育する動植
5 物にも違いが生じます。このため、海産物や農産物も地域によって様々で、その違
6 いは、食べ方や保存方法にも表れています。

7 <鎮守の森と屋敷林>

8 神が宿る場所として、また、ご神体として祀られることで、各地に鎮守の森とし
9 て自然性豊かな森が残されています。また、壱岐の散居集落に見られる北西の季節
10 風から家屋を守るための防風林としての「背戸の山」や松浦市に見られるイヌマキ
11 やツバキを用いた高生垣（「ひゃーし」）が特徴ある姿が残っています。

12 <伝統漁法>

13 潮の干満の差を利用して石垣の内側に魚介類を誘い込む「スケ漁」（「石干見（い
14 わほしみ）」「スクイ」「スケアン」など、各地で呼び名が違います。）などの漁法が
15 各地で見られます。

16 <養蜂>

17 対馬では、丸木をくり抜いた巣箱を使って、ニホンミツバチ（和蜂）による養蜂
18 が行われ、半年から1年をかけて、濃厚で栄養分に富んだ蜂蜜が採取されています。

19 <加工食品>

20 日本三大珍味の1つとして長崎に伝わる、ボラの卵巣で作る「カラスミ」、島原や
21 対馬に残るサツマイモの加工食品「ロクベエ」、雲仙市の「エタリ（カタクチイワシ）
22 の塩辛」などは個性的な食文化の代表例です。

24 ②民話・伝承

25 昔から語り継がれてきた民話や言い伝えなどに登場する生きものも個性的です。
26 普通、人を化かすのはキツネやタヌキとされていますが、キツネやタヌキのいない
27 対馬では、カッパ（グワッパとも呼ばれ、カワウソあるいは別の生きものであると
28 も言われています。）が人の化かし役です。そして、19世紀頃まで、対馬ではお稲
29 荷様を祀る信仰もありませんでした（中川延良「^{らっこうきほん}楽郊紀聞」東洋文庫 より）。

30 また、西彼杵半島などでは、子持ちの鯨を捕獲したばかりに、以来、鯨がさっぱ
31 り捕れなくなったといった、自然とのつきあい方を戒める民話も残されています。
32 上五島では、クジラの顎骨を鳥居として奉った海童神社も見られます。

34 ③地域の風習・祭り

35 対馬では、毎年山の神祭りの日（1月16日）には、炭焼きや木材を扱う家々で

1 は神主を呼び祝詞をあげ、山で働く人を呼んで酒を振る舞い、恵みをもたらす山の
2 神に感謝してきました。同様に、瀬祭り（4月8日）の日には、食料や肥料として
3 重要であった海藻を採取する海の恵みに感謝するとともに、豊作を祈願しました。

5 (4) 安全で快適な暮らしをもたらす

6 自然は時として大きな脅威となって災害をもたらす一方、健全な生態系は、私た
7 ちに豊かな恵みと安全で快適な暮らしをもたらします。例えば、豊かな森林は大雨
8 や強風による被害を軽減し、マングローブ林やサンゴ礁は台風などによる高波から
9 国土を守る防波堤となったり、海岸侵食を防いだりするなど、私たちの暮らしに対
10 する様々な影響を和らげ、環境の変化を緩和してくれます。

11 長崎県でも、台風や大雨の際、海岸沿いの森林が海岸の侵食防止に役立っている
12 ことが知られています。このほか、健全な森林が維持されている場合、土砂流出、
13 斜面崩壊や暴風などによる災害を防止、軽減します。

14
15 このように、私たちの「いのち」と「暮らし」は生物多様性を基礎として成り立
16 っています。このことを理解したうえで、現在だけでなく、未来の子どもたちのた
17 めにも、「いのち」と「暮らし」の基礎となる生物多様性を保全し、生態系からの恵
18 みを上手に利用しながら引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務です。

地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支える

生物多様性の恵み

暮らしの基礎



文化の多様性を支える



安全で快適な
暮らしをもたらす



生きものがうみだす大気と水



20
21